

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで
昭和54年3月に母親が私の44年5月から45年3月までの申請免除期間について国民年金保険料の追納をしてくれたが、母親から、その時に申立期間の保険料についても納付したと聞かされているので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間についてすべて国民年金保険料を納付している上、申立人の保険料を納付していたとするその母親についても、国民年金制度発足時の昭和36年4月以降60歳に到達する時期まで未納は無いことから、申立人の母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時居住していた町が発行した昭和44年5月及び同年6月の免除期間に係る国民年金保険料の追納勧奨状を所持しているが、当該勧奨状には、欄外に申立人の母親の文字とみられるメモ書きにより、申立期間の保険料を55年6月までに納付すること、及びその納付金額等が記入されている上、当該勧奨状が発行された54年4月は第3回特例納付の実施期間内であることから、申立人の母親が、申立期間の保険料について、特例納付により納付することを検討したことが確認でき、申立人の主張する、その母親が納付したとする金額も特例納付した場合の金額と一致している。

さらに、申立期間直前の免除期間の国民年金保険料については、上記の追納勧奨を受けた昭和44年5月及び同年6月の保険料と併せて追納されていることや、申立人の母親の納付意識が高かったこと等を踏まえると、申立期間について、申立人の母親が、特例納付による保険料の納付を検討しておきながら、あえて納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月1日から62年10月1日まで
社会保険事務所の回答では、申立期間の標準報酬月額が32万円とのことであるが、厚生年金基金加入員台帳の記録と相違しているため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は32万円となっている。

しかし、A社企業年金基金が保管している申立人の厚生年金基金加入員台帳によると、申立期間に係る標準報酬月額は47万円となっていることが確認できる。

また、A社本社の当時の厚生年金保険担当者に照会したところ、「申立期間当時は、当社本社が厚生年金保険の標準報酬月額に係る届出書を社会保険事務所及びA社厚生年金基金（当時）に提出していた。これらの届出書は、当社のコンピュータから出力された同一内容の書類であった。」との回答があった。

さらに、当該厚生年金基金加入員台帳が訂正された形跡も認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を47万円に訂正することが妥当である。

三重厚生年金 事案 880

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和35年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から36年2月16日まで

私は、昭和35年2月にA社に臨時職員として採用されてから平成8年に定年退職するまで継続して同社に勤務していた。申立期間については、同社C営業所に赴任していたが給料は同社B営業所から支払われていたと記憶しているので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された人事記録、申立人の雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間にA社で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社本社から同社B営業所への異動については、申立期間当時、同社C営業所において申立人と一緒に勤務していた上司及び同僚に係るオンライン記録上の事業所が同社B営業所となっている上、申立人に係るオンライン記録では、同社本社における資格喪失日が昭和35年4月1日となっていることから、同社B営業所における資格取得日を同日とすることが妥当である。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和36年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚

生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格取得届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和36年2月16日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る35年4月から36年1月までの保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額を平成15年8月11日を1万9,000円、同年12月24日を2万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月11日
② 平成15年12月24日

申立期間について、支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、事業所が当該賞与に係る届出を行っていないため厚生年金保険の記録に反映されていない。

申立期間について、標準賞与額に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与明細書により、申立人は、平成15年8月11日及び同年12月24日に、A社から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定し又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は1万9,000円、申立期間②は2万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

三重国民年金 事案 823 (事案 669 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 47 年 3 月まで

前回の申立てでは、私が父親の経営する売店で働き始めた昭和 38 年 4 月に、母親が母親自身の国民年金の加入手続と一緒に私の分の加入手続も行った旨供述したが、母親の年齢を考えると同時に加入手続を行うことは有り得ないと思う。

また、私が父親の下で働き始めた時期は昭和 39 年 4 月の間違いであり、申立期間に 1 年間のずれがあったので、再度調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和 38 年 4 月から 47 年 3 月までの期間に係る申立てについては、申立人の国民年金保険料納付を行っていたとするその母親が他界しており、納付状況等が不明であること、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 47 年 7 月の時点では、当該期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当該期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、その父親の経営する売店で働き始めた時期は昭和 39 年 4 月であることから、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行った時期も同年 4 月であるとして再調査してほしいと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況を調査しても、47 年 7 月に払い出された国民年金手帳記号番号以外に、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いことから、申立人の主張は委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月 1 日から 51 年 3 月 1 日まで
私は、昭和 47 年 1 月に A 社に入社し、父親の病気の看護のため一時休職したので厚生年金保険の記録は 1 か月空いているが、同年 9 月 1 日に同社に復職し、51 年 2 月末まで継続して勤務した。社会保険事務所（当時）の回答では申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないとのことであったが、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社における上司及び同僚の供述により、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、これらの上司及び同僚に照会したものの、当時の A 社における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述は得られなかった。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について A 社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A 社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の昭和 47 年 10 月 11 日に健康保険被保険者証を返納した旨の記載が確認できる。

加えて、申立人の雇用保険の加入記録によると、事業所名は不明であるが、昭和 47 年 1 月 21 日資格取得、同年 9 月 30 日離職となっており、申立期間に係る加入記録は無い上、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 883

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 11 月 1 日から 34 年 6 月 13 日まで
② 昭和 35 年 10 月 1 日から 36 年 6 月 28 日まで

申立期間①については、A社で勤務していた。給料から社会保険料が引かれていたことを覚えている。申立期間②については、B社で勤務していた。会社から脱退手当金を受け取った覚えは無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の支給に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 884

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 10 月 1 日から 31 年 2 月 1 日まで

私は、申立期間にA社に勤めていたが、社会保険事務所（当時）に何度も調べてもらった結果、申立期間について、脱退手当金を受給しているとの回答であった。しかし、脱退手当金についての知識も無く、受給した記憶も無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和31年5月10日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金を支給した記録が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月21日から2年5月1日まで
② 平成2年6月1日から同年10月1日まで

A事業所（現在は、B事業所）に臨時職員として平成元年4月21日から勤務し、厚生年金保険に加入していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所から提出された申立人に係る通勤届及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間①及び②にA事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、これらの同僚に照会したものの、当時のA事業所における厚生年金保険の適用に係る取扱い等についての供述は得られなかった。

また、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について当該事業所に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録をみると、A事業所について、申立期間②後の厚生年金保険被保険者資格を取得した後の期間における加入記録はあるが、申立期間①及び②における加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 886

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月から40年5月まで

私は、昭和28年1月にA社B出張所に入社し、山林で材木の伐採や搬出の仕事をしていた。36年に会社から表彰を受けた後、仕事が少なくなり同社C出張所で仕事をした。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された表彰状により、申立人が申立期間のうち昭和28年1月13日から36年1月12日までの期間にA社で勤務していたことは確認できる。

しかし、閉鎖登記簿謄本により判明したA社の元事業主から「申立人は請負労働者であったと思われるが、請負労働者は会社が直接雇用することはまれであり、会社と親方（請負労働者の取りまとめ役）が請負契約を結んでいた。」との回答があった上、事業所記録台帳に記載されている同社B出張所及び同社C出張所の事業主に照会したものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、A社、同社B出張所及び同社C出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票により、これらの事業所の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、このうちA社の同僚一人から「本社採用の者は皆厚生年金保険に加入していたが、作業現場において請負契約で働いていた者は厚生年金保険に加入していなかった。」との回答があった上、同社B出張所及び同社C出張所の同僚それぞれ一人から「従業員の中には厚生年金保険に加入していなかった

者もいた。」「当時、従業員の意思で厚生年金保険に加入するか否かを決めていた。」との回答があったほか、ほかの同僚からは、いずれも当時の記憶が不明確であり、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、A社、同社B出張所及び同社C出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票には、いずれにおいても申立期間について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い上、オンライン記録によると、同社C出張所は昭和33年5月20日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち28年1月から33年5月19日までの期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

加えて、当時申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から40年5月までの期間において国民年金に加入しており、このうち37年4月から40年3月までの期間は申請免除期間及び納付済期間となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 887

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年7月8日から35年3月15日まで

私は昭和34年7月8日から35年3月15日までA社（現在は、B社）C支店に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の回答では、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないとのことであった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社本社に照会したところ、「当社は、A社から営業譲渡された会社であることから、当時の資料は引き継いでいないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、A社の商業登記簿において、当時の役員等関係者は確認できるものの、連絡先が不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が申立期間においてA社C支店の上司又は同僚であったとしている5人については、申立人の記憶が不明確であり、オンライン記録において特定することはできなかった上、同事業所において申立期間に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できる供述等を得ることができなかった。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和34年3月21日資格取得）から*番（昭和35年1月21日資格取

得) までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 888

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 10 日から 44 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)から申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答をもらったが、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が最後に勤務していた事業所を退職する際、事業所が脱退手当金の説明及び請求手続を行って、脱退手当金を受給した記憶があると供述していることから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していたことは明らかである。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和 44 年 6 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

なお、申立人は、脱退手当金の受給を認めながら、当時の脱退手当金制度に納得できないとして記録の訂正を求めているが、年金記録確認第三者委員会は、申立人が、当時脱退手当金を受給したか否かを踏まえて年金記録の訂正の可否を判断するものであり、申立人は、受給したことを認めながら、記録の訂正を求めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月 27 日から 33 年 3 月 5 日まで

私は、昭和 29 年 7 月 27 日から A 社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の回答では申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できなかったとのことであった。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に A 社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、同社での資格取得日が昭和 30 年 12 月 1 日となっている同僚一人から、「申立人は私が入社した 2、3 年後に入社したと思う。」との回答があった上、ほかの同僚一人から、「当該事業所が昭和 30 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となった時期には申立人は入社していなかった。申立人は同僚の一人（昭和 33 年 3 月 5 日資格取得）と同時期に入社した。」との回答があったほか、複数の同僚が「入社してすぐには厚生年金保険に加入していなかった。」旨の供述していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

また、オンライン記録によると、A 社は昭和 33 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、法務局に照会したところ、同社に係る登記簿は残っていないとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録によると、A 社は昭和 30 年 7 月 1 日に厚生年金保

険の適用事業所となっており、申立期間のうち、29年7月27日から30年6月30日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

加えて、A社は、昭和26年11月1日から30年6月30日までの期間については、B県に所在する本社において従業員を厚生年金保険に加入させていたとの供述があったことから、両事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿について調査したところ、いずれの事業所においても申立期間について申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 890

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 1 日から 51 年 12 月 1 日まで
社会保険事務所(当時)から申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答をもらったが、私は申立期間に係る脱退手当金を受給していないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 52 年 5 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立期間前の 4 年を超える厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月1日から27年10月8日まで
A社に昭和23年12月1日にトラック運転手の助手として入社し、26年12月に免許を取得しトラック運転手として勤務していた。しかし、厚生年金保険の加入記録が27年10月8日からとなっており申立期間に係る記録が無いのはおかしい。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人と同時期にA社の厚生年金保険被保険者資格を取得した複数の同僚及び申立期間に同社の厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人を覚えているとする同僚はいたものの、その勤務時期については覚えていない上、これらの同僚のうち、入社日を記憶している同僚4人について、厚生年金保険の資格取得日を確認したところ、本人が記憶している同社の入社時期の4か月後から2年6か月後に資格を取得していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について、当該事業所に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 9 月 1 日から 32 年 5 月 16 日まで
: ② 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 9 月 30 日まで

私は申立期間①に係る脱退手当金を受給した記憶が無いが、社会保険事務所（当時）から当該期間の脱退手当金は支給済みであるとの回答があった。また、申立期間②については、A事業所に勤務していたが、社会保険事務所から当該期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答があった。申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前1ページ後2ページに記載されている申立人以外の女性のうち、脱退手当金の受給資格がある25人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、15人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち14人について資格喪失日から6か月以内に支給されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間①の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和32年9月25日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金を支給した記録が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

がえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②について、オンライン記録によると、A事業所は昭和 38 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②当時は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、オンライン記録によると、A事業所は昭和 58 年 7 月 19 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、法務局に照会したところ、同事業所の法人登記簿は見当たらないとの回答があり、当時の役員関係者も不明であるため、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は申立期間②当時の同僚の氏名を記憶しておらず、連絡先も不明であるため、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 3 日から 44 年 2 月 24 日まで
A 社で勤務していた期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、私は脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金裁定請求書には、申立人が脱退手当金支給に係る事業所を退職した直後の昭和 44 年 3 月 14 日付けの社会保険事務所（当時）の受付印が押され、その 1 か月後の同年 4 月 11 日に脱退手当金の支給決定を示す印が押されている上、申立人の脱退手当金支給決定伺についても、当該社会保険事務所において適正に裁定手続が行われていることが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 44 年 4 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 1 日から 49 年 6 月 1 日まで
昭和 48 年 3 月 15 日から 50 年 1 月 11 日までの間、A社の正社員として継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間については厚生年金保険の加入記録が無い。両親の被扶養者にもなっておらず、健康保険証も返した記憶が無いため厚生年金保険に継続して加入していたはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社で勤務していたことは確認できる。

しかし、事業主から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の資格喪失日は昭和 48 年 9 月 1 日となっており、これは申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致している。

また、申立人が申立期間におけるA社の同僚であるとしている二人及び申立期間に同社に在職していた同僚一人に照会したものの、いずれも当時の記憶は不明確であり、申立人の勤務形態及び厚生年金保険の加入状況について確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の昭和 48 年 9 月 4 日に健康保険被保険者証を返納した旨の記載が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。